

## 第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

**第 75 条** 第41条の規定によって団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃又は小児普通旅客運賃から第77条に規定する割引率を適用した割引額を差し引いて、その1円未満の端数はこれを円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じ端数計算した額とする。
- (2) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、前号により計算した大人・小児各別の1人当たり割引旅客運賃にそれぞれの団体旅客運賃収受人員を乗じた額を合計し、端数計算した額とする。

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の計算方)

**第 76 条** 団体旅客運賃を計算する場合は、第56条のキロ程の計算方を適用するほか、次のとおりとする。

- (1) 旅客が第44条の規定により一部不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗区間のキロ程を通算する。
- (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間のキロ程を通算する。

(団体旅客運賃の割引率)

**第 77 条** 団体旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

種 別 人 員	中 学 校 団 体	そ の 他 の 学 校 団 体	普 通 団 体
	15人以上	3割引	2割引
100人以上	4割引	3割引	2割引
300人以上	5割引	4割引	3割引

(注) 中学校団体には義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。

